

予期せぬ妊娠をした女性への支援

目白大学人間学部人間福祉学科准教授
全国妊娠SOSネットワーク理事
姜恩和（カンウナ）e.kang@mejiro.ac.jp

本日の内容

- ▶ I. 0日児虐待死状況
- ▶ II. 予期せぬ妊娠をした女性の状況
- ▶ III. 支援の実際
- ▶ IV. 諸外国の支援例
- ▶ V. これからの支援を考える

I. 0日児虐待死の状況①

- ・「心中以外の虐待死」総数に対する0日児の割合(2003年7月～2020年3月31日)

区分	人数	構成割合
総数	890	100%
0歳	423	47.5%
0か月	191	21.5%
0日	165	18.5%

出典：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会(2021)
「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第17次報告)」

I. 0日児虐待死の状況②

- ・心中以外の0日児の死亡事例

- ・加害者

- ・実母の妊娠期・周産期の問題(第17次)

- ・出産場所

区分	人数	構成割合	区分	人数	構成割合	区分	人数	構成割合
実母	148	89.7%	母子健康手帳の未発行	9	100.0%	自宅	111	67.3%
実父	1	0.6%	妊婦健診未受診	8	88.9%	自宅以外	39	23.6%
実母/実父	9	5.5%	予期しない妊娠/計画していない妊娠	4	44.4%	医療機関	0	0%
その他	4	2.4%	切迫流産・切迫早産	1	11.1%	不明	15	9.1%
不明	3	1.8%	若年(10代)妊娠	1	11.1%	合計	165	100%
合計 165 100%			遺棄	1	11.1%			

出典：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会(2021)
「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第17次報告)」

II. 予期せぬ妊娠をした女性の状況

『予期せぬ妊娠をした女性が出産を選択した場合における母子ともに安心・安全に出産できるための取組と出生した子どもへの支援に関する調査研究報告書』
厚生労働省 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 シード・プランニング
<https://www.seedplanning.co.jp/2021040901.html>

予期せぬ妊娠をした女性について考えてみましょう

- ▶ 相手との関係性
- ▶ 医療的な側面
- ▶ 心理的な側面
- ▶ 経済的な側面
- ▶ サポート源

10代のAさん

- 高校3年生
- 交際相手と別れた後に妊娠に気づく
- 両親には相談できず、未受診
- アプリで臨月であることを知り、妊娠SOSに駆け込む
- 相談者から両親に連絡
- 受診につながり37週2日目と推定
- 進学先は推薦枠で決まっている
- 学校に知られると退学処分になる恐れがある

30代のBさん

- 子どもが3人いて4人目の妊娠
- 生活保護受給しながらシングルで子どもたちを育てている
- 生活保護担当者に妊娠を知られたくないかった
- 未受診、母子健康手帳未取得
- 飛び込み分娩

II. 予期せぬ妊娠をした女性の状況

- ①未成年で妊娠したが、保護者や身近な人に妊娠を知られたくない
 - 同居している親に言えない
 - 親、学校の友達、近所の人々に妊娠したことを言えない/知られたくない
 - 妊娠の事実を知った友人を通じてSNSで拡散されたくない
- ②パートナー以外の男性の子どもを妊娠した
 - 夫とは別の男性の子どもを妊娠した
 - 子どもの父親が誰か分からぬ
 - 風俗で働いていて妊娠した

II. 予期せぬ妊娠をした女性の状況

- ③障害や疾患の有無
 - 精神障害、知的障害がある、またはうかがわれる
 - 精神科の受診歴がある、または精神疾患を患っている
 - 行政機関や医療機関への訪問時に適切に説明できない、説明を受けても十分に理解できない
- ④暴力あるいは性暴力による被害（経済的搾取、身体的暴力、DV・デートDV被害など）
 - パートナーから暴力を受けている
 - 親から虐待を受け、現在のパートナーからも暴力を受けている
 - 性暴力の被害者である
 - 親が日常的に金銭を無心してくる

II. 予期せぬ妊娠をした女性の状況

- ⑤不安定な生活基盤
 - 住む場所がない
 - 住民票と実際の居住地が違う
 - 保険証を取得していない
 - 過去に生活保護の申請をするも断られたことがある
 - 暴力から逃げてきたため、最低限の持ち物しか持ち合わせていない
 - 本人、夫（パートナー）ともに無職であるまたは継続的な就労ができていない
 - 借金がある
 - 妊娠、出産、育児ですぐに働けない上に、雇用保険の対象外である

II. 予期せぬ妊娠をした女性の状況

- ⑥出産について周囲の人間に反対されている
 - 出産や子どもの養育について親から反対を受けている
 - 生まれてくる子どもの将来について懸念する婦人科医により中絶に向けて説得されている
 - 同居している親や夫に出産を反対している／中絶を求められている
- ⑦支援してくれる人や理解者が身近にいない
 - 出会い系アプリで出会った／LINEでのみつながった男性の子を妊娠し、その男性とはその後連絡が取れない
 - 外国に居住中に妊娠し、日本に戻ってきたが実家に受け入れてもらえない
 - 妊娠以前から家族との関係が悪く、まったく連絡を取っていない

II. 予期せぬ妊娠をした女性の状況

- ▶ ⑧適切な医療的支援を得られない／得ていない
 - ▶ 妊婦健診など未受診のまま妊娠後期に至り、ハイリスク妊娠・分娩を懸念する病院から受け入れてもらえない
 - ▶ 妊娠に気づいていたが悩んでいるうちに中絶できる週数を過ぎてしまった
 - ▶ 病院の先生に怒られるのではないかと恐れを抱いている
 - ▶ 疾患を抱えているが、適切な精神的治療を受けることができない
 - ▶ 医療機関を一度も受診することなく陣痛を迎えた

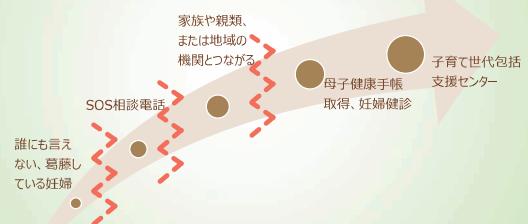
II. 予期せぬ妊娠をした女性の状況

- ▶ ⑨その他の悩みや課題
 - ▶ 夫は出産を望んでいるが自分は産みたくない
 - ▶ 既に子どもがいてこれ以上は育てるのが難しい
 - ▶ 避妊の知識はあるものの、男性から求められるとNOと言えない
 - ▶ 自身の養育環境に課題がある/あった
 - ▶ 子どもの父親にあたる男性側が、妊娠した女性の知人や近隣の人々に対して、その女性を誹謗中傷するような発言を行う
 - ▶ 外国籍であり、難民申請中である

必要な支援の要素



支援につながることが容易ではない



III. 支援の実際

1. 全国妊娠SOS相談窓口の状況

- ▶ 妊娠SOS相談窓口設置の動き
 - ▶ 厚生労働省から各都道府県に出された通知(2011.7.27)
 - ▶ 「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」
 - ▶ 0か月の子どもの虐待死をなくすことを目標に、全国の自治体が妊娠SOS相談を開始する動きが始まった

1. 全国妊娠SOS相談窓口の状況

- ▶ 全国に広がる妊娠SOS
 - ▶ 自治体直営（保健所等）：12か所
 - ▶ 自治体が外部へ委託：45か所
 - ▶ 民間養子縁組機関・医療機関が独自運営：21か所
 - ▶ （2021.9月現在、全妊娠ネットのHPより）

2. 全国妊娠SOSネットワーク

- ▶ 全国妊娠SOS相談ネットの始動
 - ▶ 2015年11月に、全国の妊娠相談窓口の質の向上と地域・全国の支援ネットワーク作りにより、0日・0か月の虐待死、虐待の重症化、遺棄児、妊婦健診未受診の飛び込み出産、長期施設養育等を防ぐことを目的として結成された。
 - ▶ 2017年1月より、一般社団法人となる。
 - ▶ <http://zenninnet-sos.org/>
 - ▶ 妊娠SOS相談対応ガイドブック出版



3. 支援内容①寄り添う支援

- ▶ 相談者の状況や意思は把握されること自体が容易ではない
- ▶ 妊娠前から抱えていた問題が妊娠や出産をきっかけに顕在化する
- ▶ ⇒にんしんSOSの役割の重要性
- ▶ 「傾聴に努める」「指導しない」という姿勢
- ▶ 公的機関や医療機関へのアクセスの難しさ
 - ▶ 民間機関による橋渡しの役割

3. 支援内容②匿名相談への対応

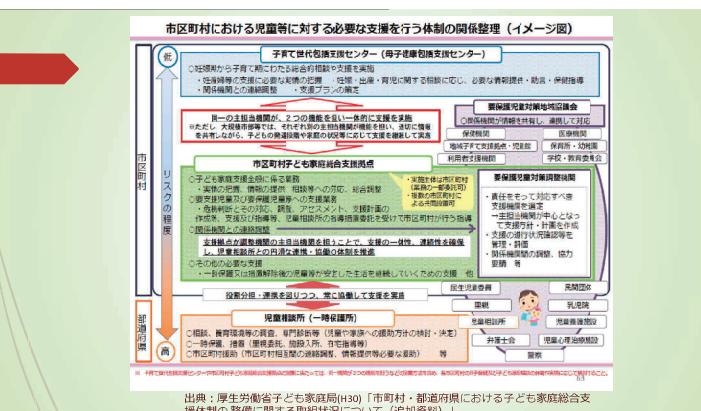
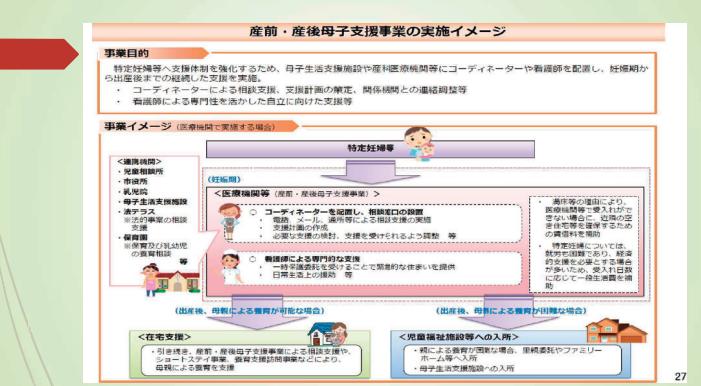
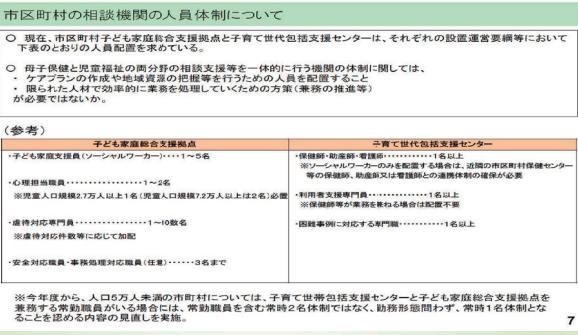
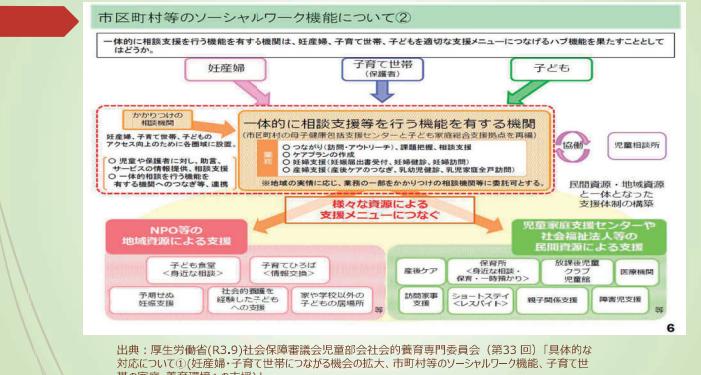
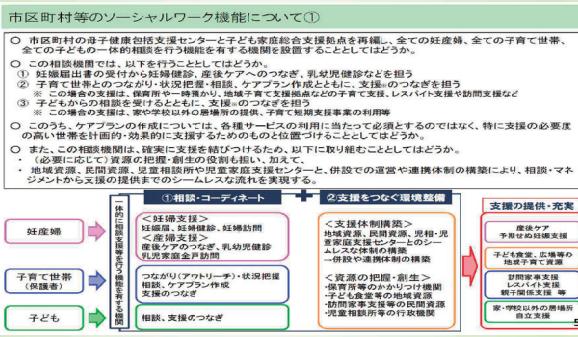
- ▶ 妊娠を誰にも知られたくない女性がそれでも誰かに支援を得ようとした場合
- ▶ 妊娠相談の初期における信頼関係の構築段階にとくに有効
- ▶ 匿名維持に伴う経済的負担や、匿名という負のイメージを抱えた体験が内在化された際の影響
- ▶ 匿名相談から具体的な支援へ結びつける

3. 支援内容③意思決定支援

- ▶ 自己決定の難しさ～出産するか否か、自分で養育するか否か
- ▶ 状況を把握し、考えを整理し、意思を決定するまでの支援が重要。十分な情報提供のうえ、あくまでも相談者が自己決定できるような支援。
- ▶ 中絶は可能な期間が限定されているため、早期の決断を求められる
- ▶ 中絶の同意問題
<https://news.yahoo.co.jp/articles/20dfb84e4c64cf8082957312f1b17a0d8d383d00>
- ▶ 養子縁組に関する知識

3. 支援内容④他機関(団体)との連携

- ▶ 予期せぬ妊娠をした女性の課題解決を単一の機関・団体が行うことは難しく、各機関・団体は、異なる役割や機能を持つ機関・団体との連携を図ることになる
- ▶ 異なる分野の連携～医療分野と福祉分野、公的機関と民間機関など
- ▶ にんしんSOS⇒各地の子育て世代包括支援センターへつなげ、要保護児童対策地域協議会を活用する
- ▶ 特定妊婦：「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」。異なる機関・団体をまたいだ支援体制が構築される



社会的養護とは

- 保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである。
- 代替養育のみならず、
- 市町村の子育て支援と連携しながら、保護を必要とする子どもとその家庭に限らず、地域で保育や子育て支援などを利用する子どもとその家庭、特定妊婦等を対象とする
- 代替養育から地域に戻った子どもとその家庭を支援する

(1) 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。对象児童は、約4万5千人。

里 親	家庭における養育を実現する 方法	養育担当親数	委託相親数	委託児童数	ファミリー	養育者の住居において家庭養護を行なう対象5~6名
		13,495人	4,809人	5,032人	ホーム	417か所
		区分 (里親は)	施 設	11,017世帯	5,572人	マツコ
監修者等	契約登録者	5,053世帯	2,011人	2,165人	施設	917人
監修者等	登録登録者	1,504世帯	579人	603人	現	131人
監修者等	登録登録者	5,074世帯	2,039人	2,187人	総	817人

施 設	乳 児 室	児童養護施設	児童心療院	児童自立支援施設	電子生活支援施設	寄 立 廉 価
対象児童	保護者のない児童、 虐待される児童、 効果を含む	保護者のない児童、 虐待される児童、 効果を含む	児童心療院	児童行方不明会報	児童行方不明会報	児童行方不明会報
施設数	144か所	312か所	51か所	59か所	221か所	193か所
定員	3,906人	21,494人	1,992人	3,464人	4,592世帯	1,255人
現員	2,760人	24,539人	1,370人	1,201人	3,367世帯	662人
総員数	5,226人	19,239人	1,456人	1,799人	2,076人	885人

小規模グループケア	1,934か所
地域小規模児童養護施設	456か所

出典：厚生労働省(R3)「社会的養育の推進に向けて」

2

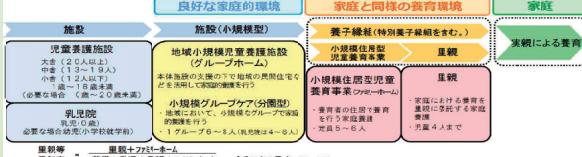
家庭と同様の環境における養育の推進【公示日施行(平成28年6月3日)・児童福祉法】

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
○しかしながら、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

- 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
②家庭における養育が適当でない場合、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置。
③この措置が適当でない場合は、児童ができる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な措置。

*特に教學前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



出典：厚生労働省(R3)「社会的養育の推進に向けて」

12

特別養子縁組制度の普及・啓発について

○厚生労働省では、特別養子縁組制度についての普及・啓発を進めています。
<思いがけない妊娠に想い悩んでいますあなたへ>
(ポスター・リーフレット(裏面))



出典：厚生労働省(R3)「社会的養育の推進に向けて」

199

公立の高等学校(全日制及び定時制)における妊娠を理由とした退学に係る実態把握結果 H30.3.29

問1 平成27年4月1日から平成29年3月31までの間に、妊娠の事実を学校が把握した生徒数
(単位:人)

全 日 制	定 時 制
生徒数 1,056	1,092

問2 問1に該当する生徒に対し、妊娠を理由として行った事実(事実行為としての認成を含む)件数
(単位:件)

①法的効果 を伴う意図	全 日 制		定 時 制	
	回答数	割合	回答数	割合
医学	0	0.0%	0	0.0%
本拠地	1	0.1%	0	0.0%
販合	0	0.0%	0	0.0%
宅地賃貸	2	0.2%	0	0.0%
学校内宿泊・別室宿泊	6	0.6%	5	0.5%
既籍	35	3.5%	15	1.4%
その他	28	2.8%	3	0.3%
計(学校が何からかの意図を行った生徒数)	72	7.2%	23	2.1%

出典：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/11/16/1411217_001_1.pdf

公立の高等学校(全日制及び定時制)における妊娠を理由とした退学に係る実態把握結果 H30.3.29

問3 間に該当し生徒が在籍状況

全 日 制	定 時 制
回答数	割合
519	31.7%
459	42.0%
9	0.9%
26	2.4%
42	4.2%
146	13.4%
153	15.2%
25	2.3%
0	0.0%
0	0.0%
21	2.1%
11	1.0%
371	36.8%
271	24.8%
91	9.0%
154	14.1%
計	1006
100%	1002
100%	1000

※妊娠後も休業・既籍・既籍・退学をせずに対抗した者について計上

出典：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/11/16/1411217_001_1.pdf

公立の高等学校(全日制及び定時制)における妊娠を理由とした退学に係る実態把握結果 H30.3.29

【休き・転学】
(5)妊娠又は出産を理由として、休学又は転学した生徒について

全日制		定時制	
回答数	割合	回答数	割合
155	79.5%	148	86.5%
26	13.3%	12	7.0%
6	3.1%	7	4.1%
8	4.1%	4	2.3%
0	0.0%	0	0.0%

【(6)学校が休学又は転学を始めた理由について】

全日制		定時制	
回答数	割合	回答数	割合
25	62.5%	16	69.6%
4	10.0%	0	0.0%
5	12.5%	2	8.7%
6	15.0%	5	21.7%

出典: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/11/16/1411217_001_1.pdf

「公立の高校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について」(文科省通知 2018年3月29日)

- ▶ 妊娠した生徒の学業の継続に向けた考え方としては、母体の保護を最優先しつつ、生徒に学業継続の意思がある場合は、教育的な指導を行いつつ、安易に退学処分や事実上の退学勧告等の対処は行わないという対応も十分考えられること
- ▶ 妊娠した生徒が退学を申し出た場合には、当該生徒や保護者の意思を十分確認することが大切であること
- ▶ 退学以外に休学、全日制から定時制・通信制への転籍及び転学等学業を継続するための様々な方策があり得ることについて必要な情報提供を行うこと
- ▶ 妊娠した生徒に対する具体的な支援の在り方として、妊娠した生徒が引き続き学業を継続する場合は、当該生徒及び保護者と話し合いを行い、当該生徒の状況やニーズも踏まえながら、学校として養護教諭やスクールカウンセラー等も含めた十分な支援を行う必要があること

諸外国の支援例

ベビーボックス：全国に約93か所

匿名出産：公立、または民間病院

内密出産：2014年5月施行後
2016年9月までに249件

妊娠葛藤相談所：全国に
1500か所

ドイツ

フランス

- ▶ 母子保護機関（Service de protection maternelle et infantile: PMI）：妊婦及び六歳以下の子どもを持つ親を対象として、妊婦と子どもの診察、避妊薬の無料支給、人工妊娠中絶、育児の相談・指導等を行う。
- ▶ 匿名出産：年間600人ほど
- ▶ 母子施設の細分化
- ▶ 周産期の医療費の免除：匿名出産を希望する女性に限らず、全ての女性について、周産期の医療費は無償。匿名かつ無償で周産期の医療を受けることも可能。
- ▶ 2021年9月9日、25歳未満のすべての女性を対象に、経口避妊薬などの避妊法利用を無料化すると発表

韓国

- ・社会福祉法人愛蘭院の3ステップ支援
・<http://aeranwon.com/>

未婚母子支援施設

- ・愛蘭院(本部)
- ・麻浦エランウォン(成人)
- ・ナレ代案学校

未婚母子共同生活家庭

- ・エラン母子の家(成人)
- ・エランヤングスビル(青少年)
- ・エラン立てあげの家(子どもの養子縁組後)

地域における支援

- ・あなた、私、私たち一人親家族センター(地域の支援拠点)
- ・危機妊娠支援センター(24時間ホットライン)

愛蘭院の例：面で支援する強み



愛蘭院の例

- ▶ 若年妊婦等支援事業・女性健康支援センター(産科受診、同行、緊急の居場所)
- ▶ 産前・産後母子支援事業
- ▶ 母子生活支援施設
- ▶ 養育支援訪問事業

面での支援

V. これからの支援を考える

1. 日本の支援：連携モデル

- ▶ 妊娠SOS窓口
- ▶ 女性健康支援センター・若年妊婦等支援事業
 - ▶ SNSやアウトリーチによる相談支援
 - ▶ 緊急一時的な居場所の確保
 - ▶ 関係機関との連携
- ▶ 産前・産後母子支援事業
 - ▶ 母子生活支援施設、乳児院、産科医療機関等に支援コーディネーターの配置
 - ▶ 支援計画の作成
 - ▶ 居住、生活、就業支援
 - ▶ 子育て支援

1. 日本の支援：連携モデル

- ▶ 子育て支援、特別養子縁組支援
- ▶ 子育て世代包括支援センター
- ▶ 市区町村子ども家庭総合支援拠点
- ▶ 母子生活支援施設
- ▶ 児童相談所
- ▶ 養子縁組あっせん機関

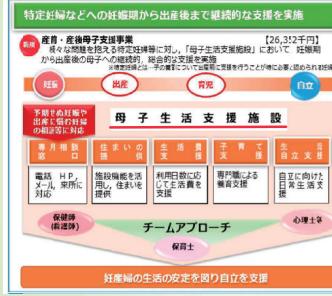
2. 今後の方向性：自立、養育等を束ねたシステム作り



※産前・産後母子支援センターComomotie(こももティエ)



令和2年度当初予算案等の概要 こども未来局



出典：母子生活支援施設 百道寮(R.3.25)事業委託説明資料「産前・産後母子支援事業について」

産前・産後母子支援事業イメージ



出典：母子生活支援施設 百道寮(R.3.25)事業委託説明資料「産前・産後母子支援事業について」